

1 問題を解けるようになるために

問題が解けない原因

①知識の精度が高まっていない

(問題文から問われている知識は分かるが、あてはめる知識が不正確ゆえに間違える)

②問題文から知識までひっばれない

(知識は身に付いているが、問題文からどの知識が問われているのかが分からないから、
答えを見れば納得できるが自分で答えが出せない)

↓

①の場合

知識の精度を高めたい

⇒ 同じことでも、できるようになるまで何回もひたすら繰り返す。

覚えることが多くて大変

⇒ 覚えなければいけない量を今やろうとしていることの半分にする。

何となく全部やる：× 自分で覚えられる量に絞る：○

(デメリット) 準備していない項目が出題される可能性は高くなる

(メリット) 自分が用意した分野が出題されたときの正解可能性が高くなる

どこまで絞るかは、「過去問題集」を参考にして、「過去問題集」で1回しか出題がないものは削り、頻繁に出題されている箇所を残す。

②の場合

問題文からどの知識が問われているかを分かるようにしたい

⇒ 知識を増やす学習：× 事務処理能力を向上させる学習：○

問題文を読む→テキストの該当箇所を思い出す(テキスト該当ページを調べる)という作業を繰り返す。

テキスト中心の学習から、問題演習中心の学習に切り替える。

事例問題の多い民法であれば、記述練習問題を多く解いて、答案構成だけ考えるといった方法も有効。

2 効果的な問題演習

1. 5肢択一式

(1)問題を解くとき

確実に正しいと判断できるものの肢番号に○、確実に誤りと判断できるものの肢番号に×、どちらも判断できないものの肢番号には？と書き、1～5の肢を見て消去法で絞る。絞り切れなければ？と書いたものを再考する。

(2)解答を読むとき

正解しているか否かではなく、正解していても肢ごとに正誤を確認し、間違えていた肢や不安な肢については解説をじっくり読んでみる。

派生知識を連動させ、一つの問題文で一つの知識が聞かれていても、関連知識や図表は思い出しクセをつける。

解説に書かれている条文番号から、六法等で該当条文は引いてみて、マークも入れておく。間違えた問題の解くための知識として必要だった条文の集積のため。

2・多肢選択式

(1)問題を解くとき

まずは下の選択肢に頼らず、文章を上から読んで埋められる穴だけ自分で語句を書いておく。下の選択肢と照合して同じものがあればその選択肢はそれでOK。

確定できていない選択肢について、穴から入りそうな候補をリストアップして、1個ずつ入れてみて全部試してみる。その上で、一番しっくりくるものをマークする。

(2)解答を読むとき

解答を読むときは、答えが正解しているか否かだけではなく、空欄に正解となる言葉を埋めて正しい文章を作り、その文章を全文読み直しましょう。

3. 40字記述式

(1)問題を解くときの心がけ

① 問題文が要求している書くべきことを○で囲む。

② 問題文の登場人物を把握し、誰が何をしたいかを確認する。

③ ○で囲んだ箇所に挿入すべき語句を書き出す。

(2)解答を読むときの心がけ

書き出された答えを覚えるのではなく、どのようなプロセスでその言葉を書いていったのかの過程を確認する意識で考えてみる。

そのテーマが記載されているテキスト該当ページに戻り、テキストの知識を再確認し、その知識がどのような形で問題となるのかイメージする。

Aが自己の所有する甲土地をBと通謀してBに売却（仮装売買）した場合に関する次のア～オの記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当でないものの組合せはどれか。

- ア Bが甲土地をAに無断でCに転売した場合に、善意のCは、A・B間の売買の無効を主張して、B・C間の売買を解消することができる。
- イ Bが甲土地をAに無断でCに転売した場合に、善意のCに対して、AはA・B間の売買の無効を対抗することはできないが、Bはこれを対抗することができる。
- ウ Aの一般債権者Dは、A・B間の売買の無効を主張して、Bに対して、甲土地のAへの返還を請求することができる。
- エ Bが甲土地につきAに無断でEのために抵当権を設定した場合に、Aは、善意のEに対して、A・B間の売買の無効を対抗することができない。
- オ Bの一般債権者FがA・B間の仮装売買について善意のときは、Aは、Fに対して、Fの甲土地に対する差押えの前であっても、A・B間の売買の無効を対抗することができない。

1 ア・イ 2 ア・ウ 3 ア・オ 4 イ・エ 5 イ・オ

ワンポイント Check!

A・Bは虚偽表示の無効をX（善意の第三者）に対抗できない。

→ 無効は本来誰でも主張できるのが原則であるが、A・BからXへの無効主張を制限している。

- ① A・BでもXに該当しない者には無効主張可
- ② A・B以外の者は無効主張可

- ア ○ 虚偽表示は無効であるが、虚偽表示をしている者から善意の第三者には対抗できない（94条2項）。したがって、A・Bから善意のCに無効は主張できないが、Cが、A・B間の売買の無効を主張することはできる。
- イ × 虚偽表示は無効であるが、虚偽表示をしている者から善意の第三者には対抗できない（94条2項）。したがって、A・Bいずれも善意のCに対して無効を主張できない。
- ウ ○ 虚偽表示をしている者から善意の第三者への無効の対抗はできないが、それ以外の者であれば無効を主張できる。したがって、Aの一般債権者Dも、A・B間の売買の無効を主張できる。
- エ ○ 虚偽表示の無効は善意の第三者に対抗することはできず、ここでいう第三者とは、当事者または包括承継人以外の者で虚偽表示の結果権利者らしい外観を有すると新たに独立の法律上の利害関係を有するに至った者のことをいう。本肢のEは第三者に該当し、A・Bは善意のEに対して無効を主張できない。
- オ × 第三者の定義は肢エを参照。本肢のFは、まだ差押えも行っておらず、新たに独立の法律上の利害関係を有するに至ったとはいえず、第三者に該当しない。したがって、Fが善意であっても、A・BはFに対して無効を主張できる。

以上より、妥当でないものはイ・オであり、肢5が正解となる。

次の文章の空欄〔ア〕～〔エ〕に当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。

行政上の義務違反に対し、一般統治権に基づいて、制裁として科される罰を〔ア〕という。〔ア〕は、過去の義務違反に対する制裁である。

〔ア〕には、行政上の義務違反に対し科される刑法に刑名のある罰と、行政上の義務違反ではあるが、軽微な形式的違反行為に対して科される行政上の〔イ〕とがある。〔イ〕は、〔ウ〕という名称により科される。普通地方公共団体も、法律に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に〔ウ〕を科す旨の規定を設けることができる。〔ウ〕を科す手続については、法律上の義務違反に対するものと、条例上の義務違反に対するものとで相違がある。条例上の義務違反に対して普通地方公共団体の長が科す〔ウ〕は、〔エ〕に定める手続により科される。

1 強制執行	2 科料	3 強制徴収	4 過料
5 行政事件訴訟法	6 禁錮	7 行政罰	8 執行罰
9 即時強制	10 非訟事件手続法	11 直接強制	12 地方自治法
13 行政刑罰	14 代執行	15 課徴金	16 刑事訴訟法
17 罰金	18 懲戒罰	19 秩序罰	20 行政手続法



ア 行政罰（7）が入る。

行政上の義務違反に対し、一般統治権に基づいて、制裁として科せられる罰は、行政罰という。

イ 秩序罰（19）が入る。

行政罰には、行政上の義務違反に対し刑法典に刑名のある罰を科す行政刑罰と、行政上の義務違反ではあるが軽微な形式的違反行為に対し科す行政上の秩序罰とがある。

ウ 過料（4）が入る。

秩序罰は、過料という名称により科される。

エ 地方自治法（12）が入る。

過料は、本来、非訟事件手続法の定める手続により裁判所が科すものであるが、条例上の義務違反に対して普通地方公共団体の長が科す過料は、地方自治法により、長が行政行為の形式で科すこととされている（地方自治法255条の3）。

Xは、A県B市内に土地を所有していたが、B市による市道の拡張工事のために、当該土地の買収の打診を受けた。Xは、土地を手放すこと自体には異議がなかったものの、B市から提示された買収価格に不満があったため、買収に応じなかった。ところが、B市の申請を受けたA県収用委員会は、当該土地について土地収用法48条に基づく収用裁決（権利取得裁決）をした。しかし、Xは、この裁決において決定された損失補償の額についても、低額にすぎるとして、不服である。より高額な補償を求めるためには、Xは、だれを被告として、どのような訴訟を提起すべきか。また、このような訴訟を行政法学において何と呼ぶか。40字程度で記述しなさい。

[illegible]

解答例

 **参照** 合格テキストP400～P401

10										15				
B	市	を	被	告	と	し	て	、	補	償	の	増	額	を
求	め	る	訴	訟	を	提	起	す	べ	き	で	あ	り	、
形	式	的	当	事	者	訴	訟	と	呼	ぶ	。			

(42字)



アプローチ1：問いを把握する

本問は、行政事件訴訟法に関する問題である。

第3文から、A県収用委員会が土地収用法に基づき収用裁決を行った事案であることが分かる。

そして、第2文および第4文から、土地所有者であったXは、①土地を手放すこと自体には異議がなかったこと、②損失補償の額について納得していないことが分かる。つまり、Xは、土地の収用自体については争うつもりはないのである。また、第5文にもあるように、Xは、より高額の補償を求めたいと考えており、補償額が低額であることには不服があるわけである。

したがって、本問では、Xは、土地の収用自体について争いたいのではなく、損失補償額の増額を求めて争いたいわけであるが、この場合、だれを被告として、どのような訴訟を提起すべきか、また、その訴訟を何と呼ぶかが問われていることになる。

アプローチ2：問いに答えるための知識

■収用に不服がある場合

収用裁決自体に不服がある場合、行政事件訴訟法によれば、これを争うには、A県を被告として収用裁決の取消しを求めて訴訟を提起することになる（行政事件訴訟法3条2項）。

本問では、Xは収用裁決自体には異議がないため、収用裁決に対する取消訴訟は不適切である。

■補償額に不服がある場合

収用委員会により示された補償額について不服があって訴えを提起する場合、土地収用法では、これを提起した者が土地所有者であるときは、起業者を被告としなければならないことが定められている（土地収用法133条3項）。行政事件訴訟法では、このような当事者間の法律関係を確認しまたは形成する処分または裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものを形式当事者訴訟と呼ぶ（行政事件訴訟法4条前段）。

本問は、土地所有者Xが訴えを提起する場合であり、被告は起業者（市道の拡張工事を行うB市）となるから、被告はB市である。

アプローチ3：問いに答える姿勢で解答

問いの形式は、「だれを被告として、どのような訴訟を提起すべきか」であり、また、「このような訴訟を行政法学において何と呼ぶか」であるので、これに答える形で解答を作成する。

具体的には、Xはより高額な補償を求めたいわけだから、訴訟は「補償の増額を求める訴訟を提起すべき」となる。また、土地収用における補償額について不服があって訴えを提起する場合、土地収用法では、これを提起した者が土地所有者であるときは、起業者を被告としなければならないとされている（土地収用法133条3項）。本問は、土地所有者Xが訴えを提起する場合であるから、被告は起業者となる。そして、本問における起業者は市道の拡張工事を行うB市であるから、被告はB市となるため、だれを被告にするかについては、「B市を被告として」となる。

次に、「このような訴訟を行政法学において何と呼ぶか」についてであるが、本問では、土地所有者XとB市との間の訴訟であり、土地収用法の規定により、土地収用関係の当事者の一方であるB市を被告とする訴訟であるといえ、このような訴訟は、当事者間の法律関係を確認しまたは形成する処分または裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とする訴訟であり、行政事件訴訟法の形式的当事者訴訟に該当する（行政事件訴訟法4条前段）。したがって、本問の訴訟を行政法学において何と呼ぶかについては、「形式的当事者訴訟と呼ぶ」となる。

したがって、具体的な解答としては、「B市を被告として、補償の増額を求める訴訟を提起すべきであり、これを形式的当事者訴訟と呼ぶ」という旨の文章を40字程度で記述すればよい。

ポイントチェック

土地収用事例においては、P県収用委員会がQ起業者のためにRに対して収用裁決を行った場合、Rが土地の収用自体に不服がある場合、行政事件訴訟法によれば、これを争うのは、P県を被告として収用裁決の取消しを求めて訴訟を提起することになる（行政事件訴訟法3条2項）。なお、収用裁決に重大かつ明白な瑕疵があり、無効とされる場合、収用裁決自体に公定力が働かないため、これを取り消すということは観念できない。その場合、Qを被告として所有権の確認の訴え（民事訴訟）を提起し、その中で、行政処分が無効であることを主張することになる（行政事件訴訟法36条）。

一方、損失補償の額について不服がある場合、Rは、Qを被告として補償額の増額を求めて、形式的当事者訴訟を提起することになる（行政事件訴訟法4条前段、土地収用法133条3項）。

3 テキストの読み返し（頭の中の整理整頓）

1. 図表化を使う

ポイント

外側のフレームだけをボールペンなどで作っておき、テキストに貼付。内容部分は、鉛筆で書いたり消したりを繰り返す。

ex. 催告後返答のない場合の処理

テキスト ○：追認みなし ×：効果なし ▲：取消みなし

P

催告の相手方		未成年者	成年被後見人	被保佐人	被補助人
制限行為能力者のまま	本人				
	保護者				
制限行為能力者ではなくなった	本人				

2. モデル化を使う

ポイント

類似概念は比較すべき箇所をチェックし、テキストにOK・NGなどを書き込んで、概念を単純にモデル化する。

ex. 本人以外の申立てで行う場合の本人の同意の要否

テキスト ○：必要 ×：不要

P

	保佐	補助
開始の審判		
代理権付与の審判		

3. 暗記事項を作る

ポイント

講義中にテキストにマーキングなどしながら、覚えるべき箇所を絞っていく。数値上限をすることや比較することが暗記には有効。机に向かえる時間は問題を解く作業を行い、移動時間や空き時間などで暗記事項を覚える作業を行うとよい。

(1) 数値上限の設定

民法 13 条

1 項

被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第9条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

- ①元本を領収し、又は利用すること。
- ②借財又は保証をすること。
- ③不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
- ④訴訟行為をすること。
- ⑤贈与、和解又は仲裁合意（仲裁法第2条第1項に規定する仲裁合意をいう。）をすること。
- ⑥相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。
- ⑦贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。
- ⑧新築、改築、増築又は大修繕をすること。
- ⑨第602条に定める期間を超える賃貸借をすること。

2 項

家庭裁判所は、第11条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求により、被保佐人が前項各号に掲げる行為以外の行為をする場合であってもその保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、第9条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

3 項

保佐人の同意を得なければならない行為について、保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許可を与えることができる。

4 項

保佐人の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

2016 年合格目標・スーパー答練【出題範囲表】

≪1st ステージ（ホップ編）≫

科目	回数	出題範囲	
憲 法	①	憲法総論・人権（精神的自由権）	
	②	人権（経済的自由権・人身の自由・社会権等）～統治（国会）	
	③	統治（内閣・裁判所・財政・地方自治・憲法保障）	
民 法	①	総則	
	②	物権	
	③	債権総論	
	④	債権各論（契約総論～契約各論）	
	⑤	債権各論（不法行為）・親族・相続	
行政法	①	行政法の一般的な法理論	
	②	行政手続法	
	③	行政不服審査法	
	④	行政事件訴訟法・	
	⑤	国家賠償法・損失補償・地方自治法	
商 法	①	商法総則・商行為・会社法（総論・設立・株式）	
	②	会社法（機関・計算・企業再編）	
政経情報	①	全範囲（政治・経済・社会・情報通信・個人情報保護等）	

≪2nd ステージ（ステップ編）≫

科目	回数	出題範囲	
憲法 基礎法学	①	憲法全範囲（憲法総論・人権・統治）・基礎法学全範囲	
民 法	①	総則・物権総論	
	②	担保物権・債権総論	
	③	債権各論・親族相続	
行政法	①	一般的な法理論・行政手続法	
	②	行政不服審査法・行政事件訴訟法	
	③	国家賠償法・損失補償・地方自治法	
商 法	①	全範囲（会社法・商法総則・商行為）	
政経情報	①	全範囲（政治・経済・社会・情報通信・個人情報保護等）	

≪3rd ステージ（ジャンプ答練）≫

回数	出題範囲	
①～③	全範囲（文章理解を除く）	